

審 議 結 果 速 報

(令和6年12月19日)

陳 情 6 年 教 育 第 4 9 号

鳥 取 県 議 会

陳 情 審 議 結 果

令和6年11月定例会

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年－49 (R6.11.20)	教 育	「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択について	不 採 択 (R6.12.19)
<p>▶陳情事項</p> <p>学校の働き方改革推進のため、次の事項を実施するよう国に求める意見書を採択すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教職員の負担軽減をはかる観点から、国として具体的な業務削減策を示すこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 部活動の地域移行をさらに進めること。 (2) 「カリキュラム・オーバーロード」の実態にあることから、学習指導要領の内容の精選やそれに伴う標準授業時数の削減等を行うこと。 2 地方自治体での取組が確実に進むよう、人の配置・確保も含め、推進のための必要な財源確保等を行うこと。 3 教員のいのちと健康が守られる法制度の整備をはかること。 4 今後、勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること。 			

▶所管委員長報告（R6.12.19本会議）会議録暫定版

部活動の地域移行については、部活動のあり方検討会等により課題整理や方向性の検討を行い、必要な支援や、課題解決に向けた国への要望をすでに行っていること、「カリキュラム・オーバーロード」については、小・中・義務教育学校長に対し、児童生徒の実態や指導体制に応じた適切な授業時数の設定、不測の事態を過剰に考慮しない教育課程の編成、働き方改革を考慮した対応を求めていること、働き方改革推進のための必要な財源確保については、定数改善や人員配置に向けた財政支援拡充に関する国への要望をすでに行っていること、教員のいのちと健康が守られる法制度の整備については、各教育委員会において、時間外労働の上限方針を規則等で定めており、また、教員の処遇改善や働き方改革の加速化を図るため、本年7月と11月に国へ要望を行っていること、教員勤務実態調査に基づいた必要な措置を図ることについては、勤怠管理システムなどを通して時間外勤務を把握し、「カイゼン活動推進検討会」などで活用して働き方改革を推進していることなどの状況を踏まえ、県議会から重ねて意見書を提出するには及ばないという意見があり、本件陳情は「不採択」とすべきものと決定いたしました。

▶陳情理由

今、学校現場は、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしている。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題である。2024年4月には、猶予期間が設けられていた業種に労働基準法時間外労働上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）適用の教員については、上限を守らない状態が放置されている。

「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2024」では、中央教育審議会（中教審）「審議のまとめ」をふまえ、「2026年度までを集中改革期間とし、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める」、「2025年度通常国会に教職調整額の水準や各種手当の見直しなど給特法改正案を提出する」としている。

学校の働き方改革の前進をはかる観点から、まずは「骨太方針」の実現は必要である。しかし、長時間労働是正には不十分であり、教員の健康と福祉が守られていない状況の抜本的な是正策として、具体的な業務削減、教員の業務負担軽減につながる教職員定数改善などを策定・実施すべきである。2019年に改正された給特法の附帯決議の趣旨をふまえた更なる施策の実施が欠かせない。

国においては、持続可能な学校の実現と子どもたちのゆたかな学びの保障のため、学校の長時間労働是正に資する政策実行を求める。

▶提出者

鳥取県高等学校教職員組合 執行委員長 岡島 恒志

鳥取県教職員組合 執行委員長 細砂 直

現 状 と 県 の 取 組 状 況

11/29 常任委員会資料

教育委員会（教育人材開発課）

【現 状】

- 1 (1) 国では、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、中学校部活動の地域連携や地域移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間で「改革推進期間」と位置付けている。また、令和6年8月に設置した「部活動改革に関する実行会議」等により、令和8年度以降の支援方策など、次期部活動改革に向けた在り方等について検討を進めている。
 (2) 文部科学省は、令和4年に実施した「令和4年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査」の結果から、令和3年度の実績において、公立小・中学校等で標準授業時数を大きく上回って教育課程を編成・実施している学校が一定数あることが明らかになったことを踏まえ、県・市町村教育委員会に対し、授業時数の配当やその運用を工夫している学校及び教育委員会の例や留意点を示し、各学校の教育課程の編成・実施が適切に行われるよう対応を求めている。
- 2 文部科学省においては、小学校における教科担任制の拡充など教職員定数の改善や、学習プリントの準備等を行う教員業務支援員の配置拡充など、令和6年8月27日付け中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」（以下「答申」という。）を踏まえ、令和7年度予算において、指導体制の充実等に向けた概算要求を行っている。
- 3 令和元年度には公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）の改正により、超過勤務命令に基づく業務以外の時間も含む「在校等時間」についての上限時間等を規定した、法的根拠を持つ文部科学省告示が行われている。
 給特法については、答申で「教師の職務等の特殊性を踏まえると、勤務時間の内外を包括的に評価し、教職調整額を支給する仕組みは、現在においても合理性を有する。」「教職調整額の率は少なくとも10%以上とすることが必要」と示されたことも踏まえ、令和7年度予算において、文部科学省は、教職調整額を4%から13%に引き上げる概算要求を行っている。
- 4 文部科学省は、教員の勤務実態や働き方改革の進捗状況等を把握・分析することを目的として、令和4年度に教員勤務実態調査を実施しており、その結果は答申に至る中央教育審議会での議論にも活用されている。

【県の取組状況】

- 1 (1) 国のガイドライン策定を受け、県では部活動の在り方検討会等により課題整理や方向性の検討等を行い、令和5年8月に「鳥取県公立中学校等の休日における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画」を策定した。この推進計画も踏まえ、市町村が主体となり管内の現状把握、課題・問題点等の整理を進めているが、県としても地域移行等に必要な支援や、課題解決に向けた国への要望を行っている。
 <県からの支援>
 ・地域クラブ立上げに係る経費の一部補助、部活動指導員や外部指導者配置経費の一部補助、各圏域における意見交換会の開催 等
 <国への要望>
 ・指導者となる人材の確保、保護者負担軽減に向けた財政措置、改革推進期間以降の方向性の早期提示、高校での対策検討 等
- (2) 国の調査結果を踏まえ、各学校の教育課程の編成・実施が適切に行われるよう、児童生徒の実態を踏まえつつ各学校の指導体制に見合った授業時数を設定する必要があること、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不足の事態に備えることのみを過剰に意識して標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はないこと、学校における働き方改革にも考慮した対応を検討することが重要であること等を、小・

- 中・義務教育学校長に機会を捉えながらお願いしている。
- 2 令和6年7月には、35人以下学級の実現後の加配定数の維持・拡充、小・中学校の特別支援学級の学級編制基準の見直し、小学校教科担任制の充実、養護教諭の配置充実、看護師など医療的専門スタッフ・司書の基礎定数化、教員業務支援員の配置拡充など、定数改善や人員配置に向けた財政支援拡充に関する国への要望を行っている。
 - 3 文部科学省告示を踏まえ、服務監督を行う各教育委員会においては、文部科学省告示を参考とし、上限方針を教育委員会規則等において定めている。また、本年7月、11月には、教職調整額の引き上げを含めた教員の処遇改善、指導・運営体制の充実、働き方改革の更なる加速化を一体的に進めるよう、国に要望を行っている。
 - 4 時間外業務の状況については、給与・勤怠管理システムにより状況の把握を行い、外部有識者、市町村（学校組合）教育長代表、校長会代表等で構成する「カイゼン活動推進検討会」で活用するなど、働き方改革に関する各種取組の推進に活用している。また、取組の推進に向けては、時間外業務時間の正確な把握が不可欠であることから、時間外業務時間の入力扱い等をまとめた資料を毎年全教職員に配布し、周知徹底を図っている。